

令和3年 第1回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和3年1月26日（火）午前10時00分から午前10時55分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館 研修室
- 3 出席委員  
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員  
出席事務局  
廣田管理課長、山口管理課長補佐、藤森社会教育課長、川井田社会教育課長補佐、  
山本給食センター所長  
欠席事務局  
辻川指導室長
- 4 会議録署名委員：宮田委員  
前回署名：吉田委員
- 5 傍聴人 なし

## 議事日程

令和 3年 1月26日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	議案第 1号	弟子屈町立学校学習用タブレット端末使用規程の制定について
5	議案第 2号	弟子屈町オンライン学習用モバイルルーター貸与規程の制定について
6	議案第 3号	弟子屈町立学校における部活動の方針の策定について
7	議案第 4号	弟子屈町子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する訓令の制定について

## 会議内容

### 【開 会】

廣田課長 : ただ今より、令和3年第1回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、岩原教育長より、ごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : 明けましておめでとうございます。今年も、よろしく願い申し上げます。また、本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。それでは、只今から、令和3年第1回定例教育委員会を、開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、宮田委員に、お願いしたいと思っております。

前回の定例委員会での会議録の承認につきましては、吉田委員に、お願いをしております。

それぞれ、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように、取り計らいたいと思っております。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと、致したいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと、致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明致しますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思っております。

### 【行政報告件名】

- 12月23日 弟子屈高等学校 体育祭  
イングリッシュキャンプ実行委員会・英語科授業実践研修
- 12月24日 弟子屈高等学校 学校祭  
釧路管内市町村教育長会議  
釧路管内教委連教育長部会議
- 1月6日 仕事始め町長訓示  
教育行政方針打合せ  
町営スケートリンクオープン
- 1月7日 釧路教育局職員来庁
- 1月8日 文化協会新年交礼会
- 1月9日 スケート教室
- 1月10日 第73回弟子屈町成人式
- 1月14日 学校給食無償化に係る打合せ
- 1月15日 小中学校3学期始業式  
生きがい講座川湯学級 新年交流会

- 1月19日 第10回連携校長会議  
1月21日 生きがい講座弟子屈学級 新年交流会  
中小企業同友会摩周地区会と高校教員、教育委員会との懇談会  
1月22日 課長会議  
1月25日 第10回連携教頭会議  
公設塾打合せ

岩原教育長：24日の管内教委連教育長部会の中で、成人式の対象年齢を、管内的にどうするかということも話題になりました。令和4年4月1日から民法の改正で成人年齢が18歳からになります。それと成人式との兼ね合いですが、管内では鶴居村と白糠町が既に成人式でなく、二十歳のつどいということで開催しております。ほかの町村は成人式の名称であります。管内で統一したほうが良いだろうとあり、「二十歳のつどい」という方向で申し合わせをしました。教育委員会主催ということもありますので、今日の会議の後に、決めたいと思います。18歳を成人式とすると、高校3年生を集めての成人式となり、それがどうなのかということもあり、成人という民法の扱いと式を分けて考えるべきだという意見が出されておりました。

#### 【質疑応答】

岩原教育長：以上であります。何かご意見やご質問があれば、お聞かせ願いたいと思います。

各委員：ありません。

岩原教育長：なければ、後でもよろしいですから、次に進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4、議案第1号「弟子屈町立学校学習用タブレット端末使用規程の制定について」を、議題と致します。

なお、関連がありますので、日程5、議案第2号「弟子屈町オンライン学習用モバイルルーター貸与規程の制定について」を一括して、議題と致します。

事務局より、説明をお願いします。

廣田課長：ただいま、上程のありました議案第1号及び議案第2号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

現在、東日本電信電話株式会社に本年3月25日までの委託期間で実施しておりますGIGAスクール構想実施事業により整備し、間もなく全校に納入されます。学習用タブレット端末及びオンライン学習用モバイルルーターの運用に関するルールを定めるための関係規程の制定につきまして、議案として提案するものであります。

それでは、初めに議案第1号のページをお開き願います。

議案第1号、弟子屈町立学校学習用タブレット端末使用規程の制定について。

以下、省略させていただきます。

1ページ目をお開き願います。

第1条は、この規程が学習用タブレット端末の使用に必要な事項を定めるものであることを、第2条は、学校における管理責任者を校長とすることを定めて

おります。

第3条では、端末の使用者として、児童生徒、特別支援教育支援員を含む教職員のほか、管理責任者が認めた者としていますが、これは教育実習生やスクールサポーター、あるいは保護者などに使用させる場合を想定しております。

第4条は、管理責任者である校長の責務を、第5条では、使用者が守らなければならない事項について定めておりますが、児童生徒向けには資料として添付しております参考例のような形で学校ごとに分かりやすいルールを定めることとしております。

第6条では、新型コロナウイルスの更なる感染拡大で、臨時休業等をせざるを得ない場合を含め、夏休みや冬休みの長期休業中などに家庭学習に使用させる必要があるときは、管理責任者の判断で端末を貸与できること、及びその際の費用負担などを定めております。

第7条は、この規程に定めのない事項について、教育長に委任することを定めております。

続きまして、議案第2号のページをお開き願います。

議案第2号、弟子屈町オンライン学習用モバイルルーター貸与規程の制定について。

以下、省略させていただきます。

議案書の1ページをお開き願います。

第1条では、さきほどのタブレット端末の貸与と関連しますが、長期休業中などに児童生徒が、各家庭でオンライン学習を行う際にはタブレット端末を貸し出しますが、この場合に、インターネット接続環境がない家庭にモバイルルーターを貸し出すために、必要な事項を定めることが、この規程の目的であるとしております。

第2条は、貸与対象者は、家庭にインターネット環境がない者と定めています。

第3条第1項は、ルーターの貸与期間を在籍校の卒業までとしていますが、小学生は中学卒業まで延長できることにしております。第2項では、同一世帯に複数の子どもがいる場合の取り扱いを定めています。

第4条は、貸与申請の手続きを規定し、第5条は、貸与を受けた使用者が遵守すべき事項を定めております。

第6条では、ルーターの貸与自体は無償としますが、電気料などのランニングコストは使用者負担であることを規定しております。

第7条は、卒業などによりルーターが必要なくなった場合の返還方法を定め、

第8条は、この規程に定めのない事項については、教育長に委任することを定めております。

以上、簡単ではありますが、議案第1号及び議案第2号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：はい。ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、お願いします。

菅原委員：モバイルルーターの支払い方法、各世帯での通信料の支払いはどのようになり

ますか？教育委員会の方になりますか？通信会社へでしょうか？

廣田課長：直接、各世帯と通信会社と、ということになります。

金井委員：ソフトは既にインストールされていると思いますが、もし学校内で「このソフトがいいね」というような意見が出たら、教育委員会の方に言えば、入れることができるのでしょうか？

廣田課長：学習ソフトについては、基本的に無償のものに限定となりますが、管理責任者の学校長が必要なものと判断すれば、インストールすることは可能です。

岩原教育長：そのほか、ありませんか？

インターネット環境のない家庭は、どのくらいでしたか？

廣田課長：去年調査した段階で、全世帯のうち約15%くらいだったかと思いますが、余裕を見て、児童生徒数の2割程度まで貸与可能なように、モバイルルーターを88台調達する予定です。タブレット端末は、児童生徒用が430台と教師用に66台、合わせて496台整備されます。児童生徒数はこのあと若干減っていきますので、予備として持てるかと思います。

菅原委員：通信料はいくらくらいでしょうか？2～3千円でしょうか？

廣田課長：2千円程度かと思います。補足しますと、通信料は、準要保護世帯には、こちらで措置できます。

岩原教育長：ほかにありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第1号「弟子屈町立学校学習用タブレット端末使用規程の制定について」、議案第2号「弟子屈町オンライン学習用モバイルルーター貸与規程の制定について」を承認します。

岩原教育長：日程6、議案第3号「弟子屈町立学校における部活動の方針の策定について」を、議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

廣田課長：ただいま、上程のありました議案第3号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

学校の部活動は、学校教育の一環として、生徒同士や生徒と教師等との異年齢の交流の中で、人間関係の構築や学習意欲の向上、自己肯定感や責任感・連帯感の涵養など、生徒の学びの場としての教育的意義が大きいとされる一方、近年の社会情勢・経済状況の変化や少子化の進行により、従前からの運営体制では維持が困難となっており、学校や教師だけでは解決できない課題が増えているのが現状であります。

国は、スポーツ庁と文化庁が中心となり、将来にわたって部活動を持続可能とするため、抜本的な改革に取り組む必要があるとして、平成30年に「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、都道府県及び学校設置者である市町村や学校法人に対し、部活動の在り方に関する方針を策定するよう求めています。

本町では平成30年11月に策定した、町立学校における「働き方改革」行動計画（アクションプラン）において、部活動に係る教員の負担の軽減を図るべく、部活動の休養日等を設定し、実践してきたところですが、今回、国の方針に従い、これまでの働き方改革の観点に加え、生徒にとっての望ましい部活動環境の構築の観点から、新たな部活動の方針の策定が求められたことから、今回、本方針を定めるに至ったところであります。

それでは、初めに議案第3号のページをお開き願います。

議案第3号、弟子屈町立学校における部活動の方針の策定について。

以下、省略させていただきます。

次のページからの弟子屈町立学校における部活動の方針をご覧ください。

1ページ目をお開き願います。

1ページには、方針策定の趣旨として、持続可能な部活動の在り方についての検討と部活動改革の必要性を、2ページからは、各学校における活動方針の策定と指導・運営体制の構築について、4ページには運動部、文化部それぞれの効率的・効果的な活動の推進のための取り組みを記載しております。

5ページからは、適切な休養日の設定として、週当たり2日以上休養日をつけることや1日の活動時間を平日2時間、休業日3時間以内とすることなど、生徒や教師にとって負担とならないような基準を設けています。

7ページ下段からは、生徒のニーズを踏まえた環境の整備として、適正な部活動の数や、複数校による合同での活動について、また、地域との連携を推進することなどを記載しております。

9ページには、学校の部活動が参加する大会等についても、参加することが負担にならないよう見直しを図ることとし、今後部活動を充実させるための取り組みについて6項目を盛り込んでおります。

本方針については、北海道が策定した「北海道の部活動のあり方に関する方針」に準拠した内容としておりますので、今後国のガイドラインや道の方針が改訂される場合は、町内の学校の状況を踏まえ必要な見直しを図る予定です。

以上、簡単ではありますが、議案第3号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、お願いを致します。

宮田委員：1の(2)のエに部活指導員の配置のことが書かれておりますが、これは学校での部活動に外部指導者のことが含まれるということでしょうか？

廣田課長：はい、国の方でも推奨しておりますが、学校の先生方の働き方改革の観点から、外部指導者については今でも制度上できますが、国が進めているのは令和5年度から、土日の休日や長期休業期間中の部活動の指導を外部指導者に、と推進しております。今はそれに向けて作業に向かっているところであります。

宮田委員：土日に外部指導者となると、大会が土日に開催されることが多く、現段階の中体連・高体連は、引率については学校長が認めた顧問や指導者となっておりますが、外部指導者もそのようにできるのでしょうか？あるいは、そこを目指すということでしょうか？

廣田課長 : 外部指導者については2種類ありまして、メインの指導を学校の教員が担ってその補助的な役割で関わるのが1つと、メインそのものも外部指導者をお願いするという2つがあります。どちらでも良いし、それらを組み合わせるのでも良いです。

岩原教育長 : 今、北海道でも登録制を取って100人程度いて、札幌中心に野球とかの登録されている指導者がいますが、中々地方には来てもらう訳にはいかないのので、地域の中で指導できる人を見つけていくとか、いくら報酬を払うとかについて、整備していかなければならないと思います。また平日は仕事をしている人ばかりですので、難しい部分があると思います。野球を見てくれている人もいますが、ほぼボランティアで、今後、土日については報酬を払うことなど整備していかなければ、ボランティアのままではいけないと思いますし、身分のことも整備が必要かと思います。いずれは、指導を地域にお願いするという話もありますので、すぐにできるかは別として、そのようなことに取り組んでいかなければと思います。

先日話があった中で、働き方改革がありますが、指導している先生は「部活の指導をしたくない」とは言っていないでしょうし、「外部指導者はいません。私が全部教えます。」という先生もいるだろうし、また専門性のある先生も少なくなってきましたので、色んな組み合わせを考えていかなければならないと思います。まだ時間がかかるかもしれませんが、今回は、方針を作るということについて、ご理解を頂きたいと思います。

そのほか、何かありませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、議案第3号「弟子屈町立学校における部活動の方針の策定について」を、承認します。

岩原教育長 : 日程7、議案第4号「弟子屈町子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明をお願いします。

川井田補佐 : ただいま、上程のありました議案第4号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

本要綱につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、「弟子屈町子ども読書活動推進計画」を策定し、その効果的な実施を図るための推進会議を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

現在の第2次推進計画は今年度が5カ年計画の最終年度となっており、現在、第3次推進計画の策定を進めているところでありますが、本要綱で規定している関係組織団体の名称に変更が生じており、その改正に併せて、これら職域及び団体等が今後において名称変更や組織変更等があった場合でも都度改正することなく対応が可能となる様、網羅的な文言として整理することと致しました。



それでは、議案書の議案第4号のページをお開き願います。

議案第4号、弟子屈町子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する訓令の制定について。

以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併せて、参考資料の8ページに、現行の要綱全文を記載しております。

今回の改正事項は、第5条の各号の文言及び号番号となります。

各号毎の改正内容の説明は省略させていただきますが、例えば現行で1号では役場福祉こども課、2号では健康推進課となっておりますが、現在の機構では福祉課と健康こども課に再編されております。このように、役場及び教育委員会につきましては、今後機構改革があった場合の対応として、課の名称ではなく職域を示す表記とし、行政や学校以外の団体につきましても固有名称ではなく関係団体として表記することで、いずれも今後何らかの名称変更等が生じた場合に、極力、要綱の都度改正を行うことなく網羅できる文言として、今回整理したものであります。

なお、本訓令による要綱改正は令和3年2月1日から施行するものとし、冒頭に述べましたとおり、現在策定中の第3次弟子屈町子ども読書活動推進計画の審議等に係る会議委員の選出において適用する予定としております。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の説明とさせていただきますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：はい、ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、お願いします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第4号「弟子屈町子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する訓令の制定について」を、承認します。

岩原教育長：これで、本日予定していた議案等は、全て終了しました。他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いを致します。

岩原教育長：冒頭、行政報告で申し上げました「成人式」の名称を「二十歳のつどい」に、ということは、よろしいでしょうか？

18歳での式典は、高校生も入りますので、できないかと思います。

宮田委員：共通テストの直前でもあります。

金井委員：受験もありますので、難しいかと思います。

岩原教育長：名称は、「成人式」は使えないかと思うので、管内でも「二十歳のつどい」で統一したほうが良いかと思います。そういう方向で進めることで、教育行政方針にも謳いますので、今後、「二十歳のつどい」ということで、取り進めていきたいと思っています。

岩原教育長：ほかありませんか？

山口補佐：私の方から、卒業式・入学式の出席一覧という資料をお配りしております。

これは令和元年度卒業式と令和2年度の入学式のそれぞれ教育委員が出席していた表で、前年度の出席者も記載しております。これまで青字で記載している委員に祝辞を述べて頂いておりましたが、昨年はコロナ対応のため卒業式・入学式とも縮小して、参加者も限定し、中心校では卒業生のみで在校生は出席しないなどの対応となりました。

今年の卒業式・入学式については、今のところ道教委からの通知はありませんが、現在のところでは同様の状況になってしまうかと思われます。その場合には、教育委員は出席のみとなってしまいますが、来月の定例教育委員会で、どの学校に誰が出席するかを調整したいと思います。またそのころには、学校での対応も決まりますでしょうし、道教委からも通知が来るかと思えます。

今回は、昨年度の実施状況についてということで、説明とさせていただきます。

山本所長：給食センターより、新年度における学校給食費の取扱い等について、若干説明させていただきます。

教育委員の皆様には、学校給食費の公会計化や無償化に関する現状についてお話をさせて頂いているところでありますが、この度弟子屈町の政策で、令和3年度より町が学校給食費を全額助成し無償化にする方針が、内々に示されたところであります。このことにより、給食費の無償化に伴う助成額を新年度予算に計上する必要が生じたところであります。現在の学校給食費については、弟子屈町から保護者の給食費負担軽減を目的とした地産地消交付金等の助成金繰り入れを前提として、平成26年度に改訂されたものであり、6年を経過しているものであります。

無償化にあたっては、現給食費の算定基礎となっている地産地消交付金の助成額を除き、実質の食材費を基にした給食費を改めて算出し、改訂したうえで予算計上していく必要があります。

このことから急ぎよ1月8日付けで、弟子屈町教育委員会から弟子屈町学校給食センター運営委員会へ給食費改訂に関して諮問を行ったところであります。

これに基づき来る2月10日、町学校給食センター運営委員会を開催し、給食費改訂について審議を頂き、町教育委員会に答申を頂くことになっております。その答申を受けて、2月の定例教育委員会で学校給食費の改訂について、委員の皆様にご審議を諮り、ご決定頂く予定としているものでありますので、よろしくお願ひします。

なお、もう一つの懸案事項である給食費の公会計化については、令和4年度以降の検討課題となっておりますので、申し添えさせていただきます。以上です。

岩原教育長：はい、よろしいでしょうか？ほか、ありませんか？

菅原委員：休憩をお願いします。

岩原教育長：休憩します。

岩原教育長：再会します。

最後に、次回以降の、教育委員会開催日時につきまして、確認をしたいと思ひ

ます。

お手元に、1年間の日程表をお配りしておりますけれども、来月の「第2回定例教育委員会」につきましては、前回の定例委員会でお示しをしておりますが、2月25日の予定ということで、ご案内しておりましたが、都合の方は、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、2月は、25日、午前10時からということをお願いします。

3月は4日の木曜日に、教職員の人事異動に係る臨時教育委員会を、今のところ、午後1時30分に予定しております。

それから、定例教育委員会は、今のところ、23日を予定しておりますが、来月、再度、確認したいと思います。23日ということで、予定をしておいて頂きたいと思います。正式には、来月の委員会で確認をしたいと思います。

よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和3年第1回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 宮田 昇子